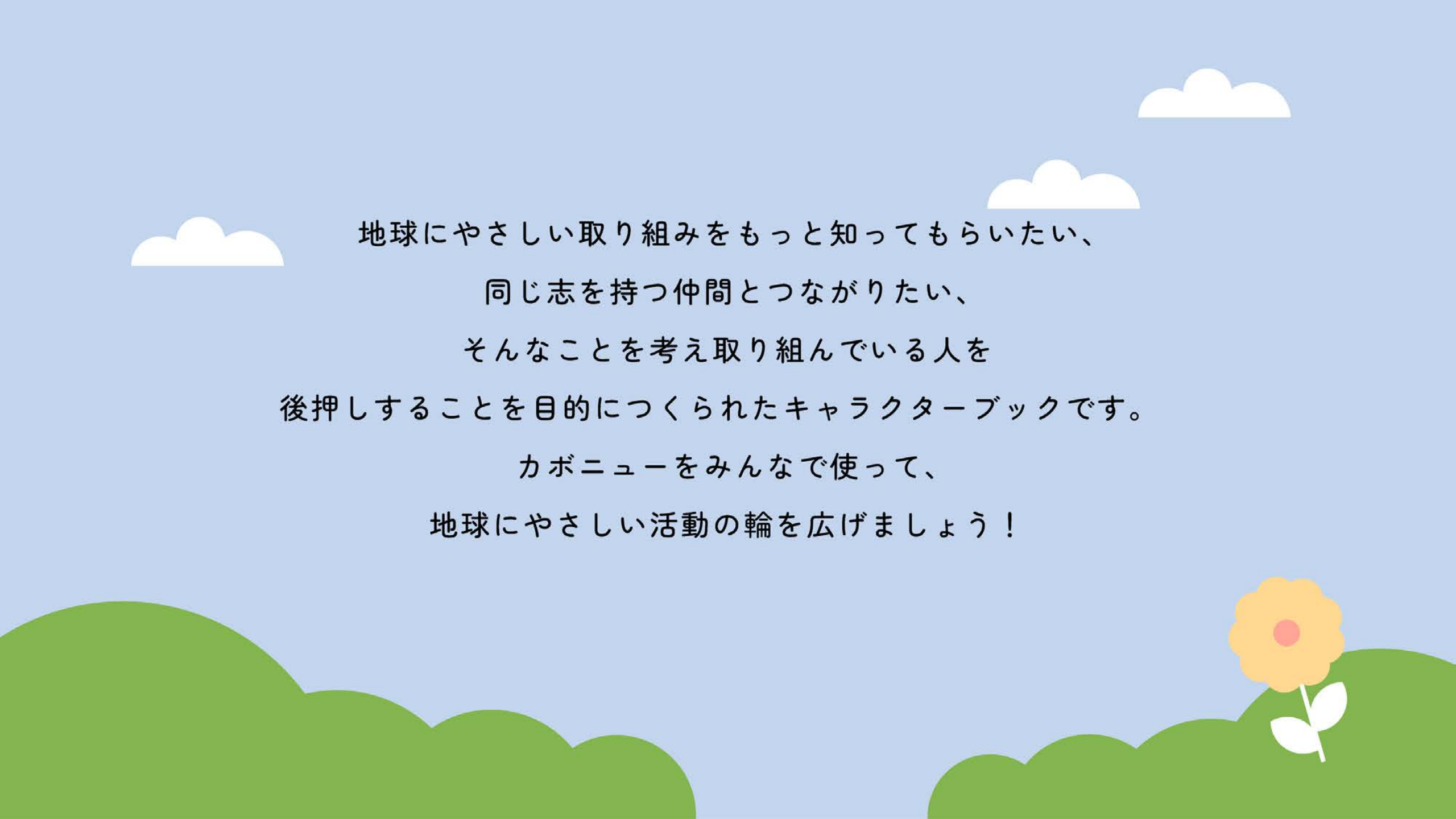




地球にやさしい活動の輪を広げましょう！

カボニュー

CHARACTER BOOK



地球にやさしい取り組みをもっと知ってもらいたい、
同じ志を持つ仲間とつながりたい、
そんなことを考え取り組んでいる人を
後押しすることを目的につくられたキャラクターブックです。
カボニューをみんなを使って、
地球にやさしい活動の輪を広げましょう！

目次

| | | | | | |
|----------------------|-------|---------------------------------|-------|----------------------------------|-------|
| カボニュー誕生の理由 | 01 | 02.キャラクターデザイン ガイドライン | 26 | 03.使用許諾規約について | 35 |
| 01.キャラクターについて | 02 | カラー | 27-28 | 「カボニュー」キャラクターイラスト等に 関する使用許諾規約 | 36-56 |
| カボニューストーリー | 03-06 | 利用例〈原則〉 | 29 | 名称及びイラストの商標権について | 57 |
| キャラクタープロフィール | 07 | キャラクターの回転 | 30 | 04.申請方法・Q&A・問い合わせ | 58 |
| カボニュー使い方辞典 | 08 | キャラクターのトリミング | 31 | 申請の流れ | 59 |
| あなたの身近なモノに | 09 | 禁止利用例 | 32-33 | 申請に必要な提出物 | 60 |
| あなたの商品やお店に | 10-12 | ロゴマークとキャラクターの 取り扱いについて | 34 | 変更・追加・更新申請に必要な提出物 | 61-62 |
| グッズやユニフォームに | 13 | | | キャラクター使用に関するQ&A | 63-67 |
| イベントで | 14-15 | | | | |
| 学びを楽しくする工夫に | 16-17 | | | | |
| カボニューの使い方 利用例 | 18-19 | | | | |
| キャラクター〈表情・行動〉 | 20-21 | | | | |
| キャラクター〈その他〉 | 22 | | | | |
| キャラクター〈その他表現〉 | 23 | | | | |
| デザインカスタマイズ例 | 24-25 | | | | |

カボニューー誕生の理由

地球にやさしいことをやってみたいと思う反面、
何からはじめていいかわからない人が多くいます。
そこで、ちょっとしたアクションをそれぞれのやり方ではじめられ、
個人や企業といった立場をこえてみんなをつないでいく存在として
「カボニューー」は誕生しました。

01

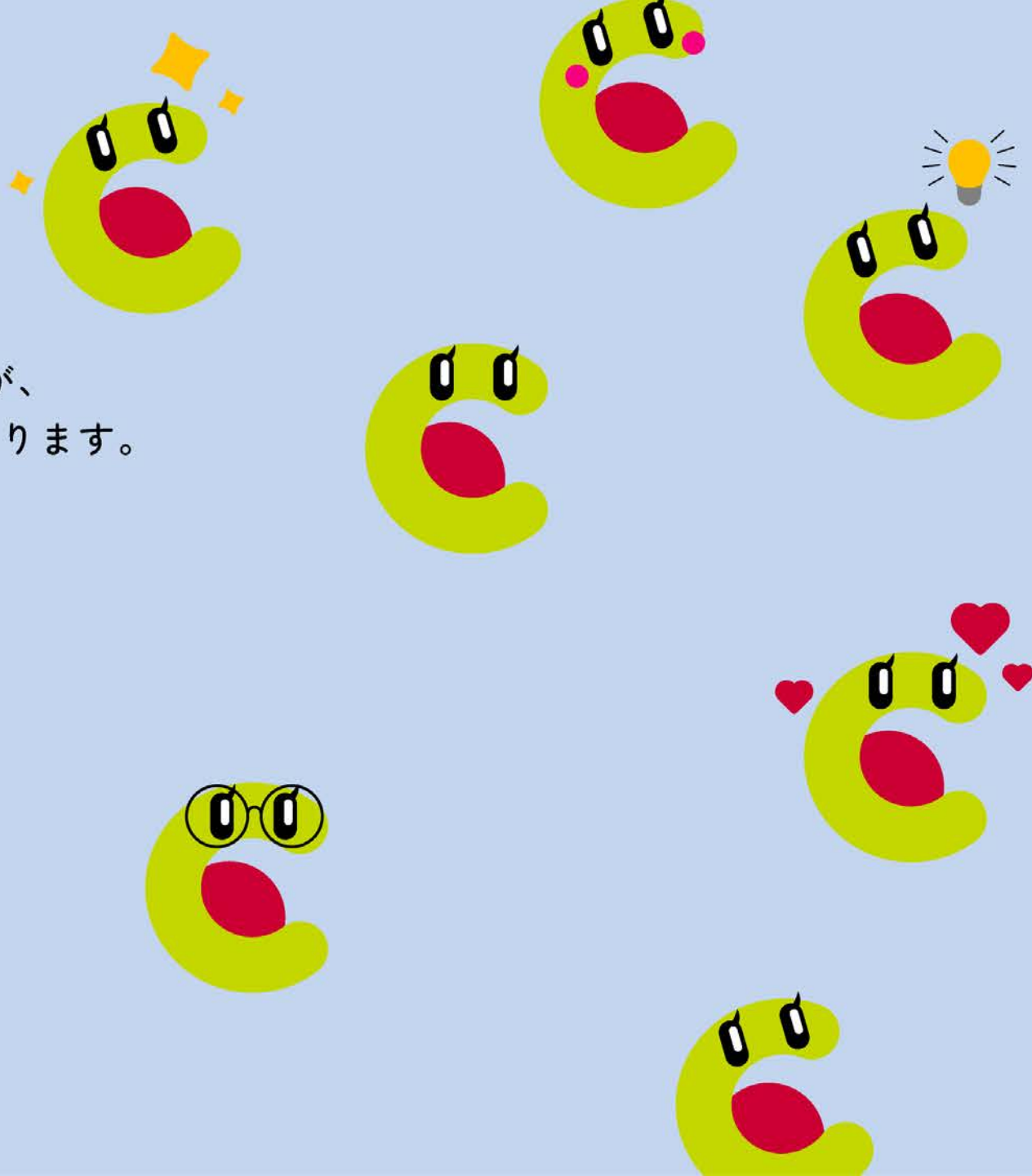
ABOUT THE CHARACTER

キャラクターについて

カボニューは「地球にやさしい」ことをする
人やモノに宿る不思議な生き物です。
そのため、地球にやさしい行動や物を
教えてくれる目印にもなります。
ニコニコ漂いながら、
そっと後押しすることが得意です。
好物は二酸化炭素で、
人が地球にやさしいことをすると
勢いよく吸い込みます。



カボニューたちの見た目は似ていますが、
実は、少しずつ性格や好きなものは異なります。
だからといってバラバラではなく
仲間と行動するのが大好きで、
互いに存在を近くに感じると
Cの体全体で喜びを表現します。



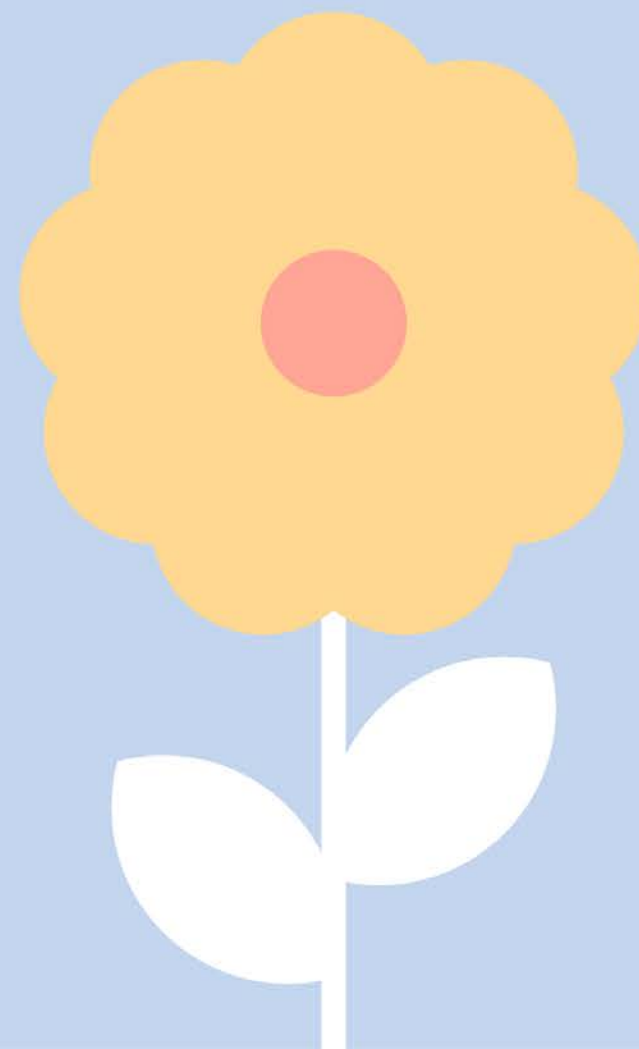
カボニューをいっぱいつれてくる人は、
いい人でしょう。

カボニューがいっぱいいる街は、
地球にやさしく楽しい街でしょう。

カボニューがいっぱいいる星は、
生き物みんなが暮らしやすい星でしょう。



カボニューについて、
まだわからないことばかりですが
みんなが当たり前「地球にやさしい」ことを行い
より豊かな星になったとき、
花となり地球に還ると言われています。



キャラクタープロフィール



体はCの形をしていて、「地球にやさしい」ことをする人やモノに宿る不思議な生き物です。
多種多様なカボニューが存在し、基本はやさしく温和ですが少しずつ性格や好きなものが異なります。

●生態・習性

性格 ▶ 宿る人やモノによって様々

好きなもの ▶ 宿る人やモノによって様々

好きな場所 ▶ 地球にやさしい人やモノのそば

得意なこと ▶ そっと地球にやさしい活動を後押しすること

好きなこと ▶ 地球と人。ときどき日光浴

好きな食べ物 ▶ 二酸化炭素

重さ ▶ 食べた二酸化炭素の量(日光浴をするとリセットされます)

サイズ ▶ みかん1個分ほど

性別 ▶ 無し

みんなで 地球にやさしい活動を 広げましょう！

カボニュー使い方辞典

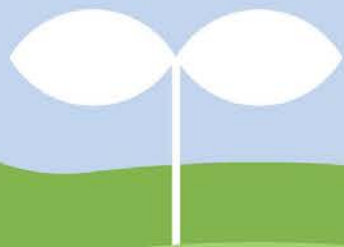
カボニューは地球にやさしい活動や商品、
イベントなどに使えます。
次ページから使い方の例を紹介します。



ユーザー名

Lorem Ipsum Dolor

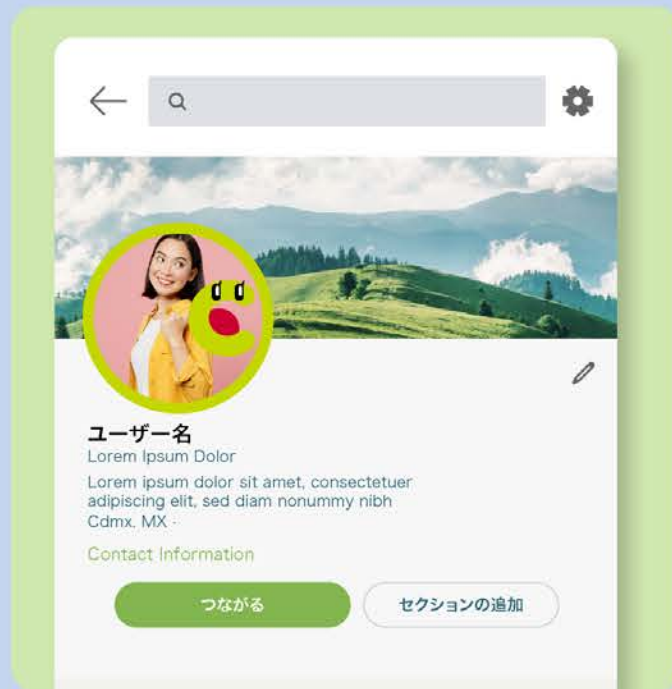
orem ipsum dolor sit
cing elit, sed diam



カボニュー使い方辞典①

あなたの 身近なモノに

カボニューを使えば、あなたの地球にやさしい取り組みに対する興味関心を親しみやすい表現で伝えたり、行動を広めるきっかけをつくれます。



SNSプロフィール

プロフィール画像などにカボニューを使えます。親しみやすい表現で、あなたの地球にやさしい取り組みに対する興味関心を発信できます。



スタンプカボニュー

LINEスタンプに使うことで、地球にやさしい取り組みやモノに関する話題を、楽しく親しみのあるものにできます。
※カボニューはしゃべらない生き物です。そのため、吹き出しなどカボニューがしゃべるような表現は避けてください。

カボニュー使い方辞典②

あなたの 商品やお店に

カボニューは商品やお店の様々な所に利用できます。
カボニューを使うと、ぱっと見て地球にやさしい商品
であることを伝えられます。



大々的なパッケージ利用

商品のパッケージにカボニューを使うことで、地球に
やさしい取り組みを親しみのある表現で伝えられます。

その他のアイデア

営業用スライド / 製品説明のパンフレット



ワンポイントでのパッケージ利用

しっかりと、けれど主張しすぎず、地球にやさしい取り組
みを伝えたい人は、パッケージの裏などワンポイントでも
カボニューは使えます。



使い方②-3



衣服やタオルなどのタグ

カボニューを使うと、地球にやさしい生地や製法であることを親しみやすい表現で伝えられます。

使い方②-4



コスメ

成分へのこだわりなど、ぱっと見でわからない地球にやさしい取り組みも、カボニューを使うことで伝わりやすくなります。

使い方②-5



看板

お店やイベントブースの看板にカボニューを登場させて、道ゆく人に地球にやさしい取り組みをしていることを親しみやすい表現で伝えられます。

※カボニューのキャラクターをアルファベットの「C」の代わりに使用することができます。

使い方②-6



ポップ

商品説明のポップにカボニューを使うことで、地球にやさしい商品であることを店内の人にわかりやすく伝えることができます。

カボニュー使い方辞典③

グッズや ユニフォームに

カボニューをグッズやユニフォームに利用することで、地球にやさしい取り組みを楽しく伝えたり、参加者の一体感を醸成し、活動の輪を広げられます。

※地球にやさしいアクションをうながすことを目的に、グッズや配布物などの制作は行ってください。



ユニフォーム

メンバーの連帯感を醸成したり、地球にやさしい取り組みをしていることを周りの人に伝えられます。

※ロゴの利用はロゴマニュアルを参照ください

その他のアイデア

コースター / マグカップ / キーホルダー / クッキー(お菓子)など



カボニューグッズ

地球にやさしいアクションをうながすグッズを制作できます。

カボニュー使い方辞典④

イベントで

カボニューはイベントでも使うことができます。地球にやさしいアクションを親しみやすい表現でうながしたり、参加者同士がつながるきっかけをつくることができます。

※地球にやさしいアクションをうながすことを目的に、グッズや配布物などの制作は行ってください。



イベント:A

カボニューの世界観を利用することで、地球にやさしい取り組みを楽しく伝えられます。

その他のアイデア

ゴミ箱(分別をうながす) / マップ内の環境配慮場所マーク / ポップや看板 / 参加賞としてのバッジ / リストバンド / イベントパス



アクションツール:A

カボニューを利用することで、地球にやさしいアクションを楽しくうながすツールを制作できます。写真は水耕栽培キットを制作した際のものです。



使い方④-3

イベント:B

カボニユーの世界観で、子どもが楽しく地球にやさしい取り組みを学ぶことができます。



使い方④-4

アクションツール:B

来訪してくれた人にシールなどを渡すことで、地球にやさしいアクションをうながすことができます。

カボニュー使い方辞典⑤

学びを 楽しくする工夫に

子どもの学びにカボニューを利用すると、地球にやさしい取り組みを楽しく学ぶことができます。

使い方⑤-1



ステッカー・シール

授業で配布したり、シールとして集めることで、地球にやさしい取り組みを楽しく学ぶことができます。

使い方⑤-2



絵本

カボニューを使って、地球にやさしい取り組みを楽しく学べる絵本や書籍であることを伝えることができます。

その他のアイデア

学校の中にあるゴミ箱や張り紙 / 授業中のスライド / 地球にやさしい取り組みを伝える絵本や冊子

使い方⑤-3



ゴミ箱

地球にやさしい行動をする必要がある場所にカボニューを使うことで、親しみのある表現でアクションをうながすことができます。

使い方⑤-4



塗り絵

カボニューを塗り絵にすることで、楽しみながら地球にやさしいアクションについて学んだり、家族で考えるきっかけをつくれます。

※塗り絵以外のアウトラインでの利用を原則として禁止します。

カボニューの使い方 利用例

カボニューの可能性はアイデア次第でまだまだ広がります。一覧をアイデアの元に、是非新しいアイデアを考えて利用してみてください。

※制作物に利用する素材などは地球にやさしいものを利用することを推奨します。

※商品・サービスの比較や優劣をつけるのではなく、地球にやさしいことにそっと寄り添うような表現を心がけてください。

●個人で利用

- ・ SNSなどのプロフィール画像
- ・ ブログ
- ・ LINEスタンプ
- ・ 年賀状
- ・ ステッカーとして利用(自宅)
 - ゴミ箱に貼る(分別をうながす)
 - 電気のスイッチに貼る(節電をうながす)
 - 水場周辺に貼る(節水をうながす)
 - 冷蔵庫に貼る(節電をうながす)
 - エアコンのスイッチに貼る(節電をうながす)
 - コンセントの近くに貼る(節電をうながす)
 - テレビ/テレビのリモコンに貼る(節電をうながす)
 - 携帯の充電器に貼る(節電をうながす)

●グッズに利用

- ・ エコバック
- ・ エコボトル
- ・ マグカップ
- ・ Tシャツ
- ・ 木製品(間伐材を利用したモノ)
- ・ 観葉植物(水耕栽培の種など)
- ・ 帽子
- ・ ワッペン
- ・ ステッカー
- ・ ハイブリットカー用ステッカー
- ・ スタンプ
- ・ クッキー(お菓子)
- ・ キーホルダー

●イベントで利用

- ・ イベント・活動告知ポスター
- ・ イベント・活動告知バナー
- ・ イベント・活動告知動画
- ・ ブースのポップ・看板
 - 商品の地球にやさしい取り組みを伝える
 - 地球にやさしい食材の利用を伝える
- ・ エリアの看板
 - ゴミ捨て場(分別をうながす)
 - 水場(節水をうながす)
 - 浜辺(ポイ捨てへの注意喚起)
 - 登山道(ポイ捨てへの注意喚起)
 - レンタサイクル(エコな移動をうながす)
 - レンタル傘(シェアリングサービスの利用をうながす)
- ・ エリアの地図(環境配慮場所マーク)
- ・ イベントステージの装飾
- ・ イベントステージの看板
- ・ 参加者の一体感を生み記念になるツールへの利用
 - ユニフォーム
 - イベントバス
 - リストバンド
 - ガーランド
 - スタッフビブス
 - 旗
 - タオル
 - NFT

●学びに利用

- ・ シール(授業ごとに貯めていく)
- ・ スタンプ(授業ごとに貯めていく)
- ・ 塗り絵
- ・ 環境保護を伝える絵本
- ・ ステッカーとしての利用(学校)
 - ゴミ箱に貼る(分別をうながす)
 - 電気のスイッチに貼る(節電をうながす)
 - 水場周辺に貼る(節水をうながす)

●会社・店舗で利用

- ・ 商品パッケージ・タグ利用
 - 地球にやさしい食材の利用を伝える
 - 地球にやさしい素材の利用を伝える
 - 地球にやさしい製法であることを伝える
 - 地球にやさしい配送・輸送方法であることを伝える
 - 地球にやさしいパッケージであることを伝える(詰め替え等)
- ・ 会社・商品の冊子・社内報
 - 地球にやさしい商品の冊子
 - 会社の地球にやさしい取り組みを伝える冊子
 - 地域・自治体の地球にやさしい取り組みを伝える冊子
- ・ 商品の営業用スライド
- ・ 個装箱へのプリント
 - ※地球にやさしい紙を使った簡易個装箱にプリント
- ・ 店舗のポップ・看板
 - 商品の地球にやさしい取り組みを伝える
 - 地産地消の食材であることを伝える
 - エコボトル推奨を伝える
 - フードロス削減の取り組みを伝える
 - 地球にやさしい包装・容器の利用を伝える
 - 地球にやさしい店内の温度設定を伝える
 - 再生可能エネルギーの利用を伝える
 - 店舗・施設の地球にやさしい取り組みを伝える

- ・ ステッカーとして利用(店舗・会社)
 - 店舗の入り口に貼る(店舗の環境への取り組みを伝える)
 - ゴミ箱に貼る(分別をうながす)
 - 電気のスイッチに貼る(節電をうながす)
 - 水場周辺に貼る(節水をうながす)
 - 冷蔵庫に貼る(節電をうながす)
 - エアコンのスイッチに貼る(節電をうながす)
 - コンセントの近くに貼る(節電をうながす)
 - プリンターの側面に貼る(節約をうながす)
- ・ PR
 - 地球にやさしい取り組みを伝えるリリース記事
 - 地球にやさしい取り組みを伝える公式HP上への掲出
 - 地球にやさしい取り組みを伝える動画

キャラクター〈表情・行動①〉

カボニューのキャラクターは規定された範囲であれば、さまざまな表情や行動を用いた表現が可能です。
以下の表情・行動例を参考に適切な利用を心がけてください。

※キャラクターに他の図形を入れることは基本的に禁止としていますが(P32 禁止利用例① 参照)、以下のようにキャラクターのアイデンティティを損なわない範囲で、地域や環境・コミュニティ・取り組みなどに合わせてカスタマイズされるデザインであれば問題ありません。



〈基本形〉



はらぺこ / いただきます /
おいしい



恥ずかしい / 照れる



悲しい / 泣き笑い /
うれし泣き / 困る /
さびしい



ありがとう / 好き /
すてき / いいね



すてき / おはよう /
こんにちは / 元気 /
クリーン



寝る / 眠い /
おやすみ



学ぶ / 知る /
詳しい

キャラクター〈表情・行動②〉



ごめんね / やっちゃった



ブンブン / あきれる



まかせて / 了解 /
やる気 / 勇気



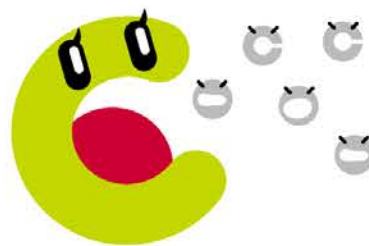
うれしい / ワクワク /
遊ぶ / アクティブ



おどろき / びっくり /
気づく



ひらめき / アイデア



CO2を吸い込む / 浄化する



キャラクター〈その他〉

タイプ1



タイプ2



タイプ3



〈にさんかたんそん〉



〈人間〉

キャラクター〈その他表現〉

以下に表示されているのは公式に認められた表現手法で、特別に素材として利用することができます。ただし、これ以外の表現であったり、効果を使った表現などは禁止します。



〈デジタル〉

8bitスタイルの
レトロでポップな表現

WEBやアプリケーション・
ゲームなどデジタルコンテンツ
への利用に。



〈コミック風〉

コミックタッチで視覚的
インパクトのある表現

4コマ漫画などを利用した説明
書きや広告・パンフレット・
チラシなどに。



〈手描き風〉

子どものような自由な筆運
びで遊び心のある表現

シンプルで可愛い表現を
したい場合や子ども向けの商品
やイベントへの利用に。



〈リアリスティック〉

リアルでリッチなタッチで
強い魅力のある表現

ゲームなど特殊効果が使用され
るような映像への利用や、より現
実的な表現をしたい場面に。



〈ゆるふわ〉

親しみやすさや
優しさを表現

漫画や絵本、キャラクターグッズ
など可愛らしく、やさしい印象を
与えたい場面に。

デザインカスタマイズ例①

あなただけの、 特別なカボニューを作る

着せ替えやデコレーションにより、グッズや商品パッケージのデザイン等でオリジナリティを演出し、受け取る側にも特別感を感じてもらうことができます。ブランド自体のメッセージや世界観は保ちつつ、カボニューの存在が地球にやさしい取り組みを表してくれます。



キャンプカボニュー
夏場のキャンプ場で自然や生き物について学ぶ体験に寄り添う



カボニューシェフ
フードロスや地産地消など、食と地球にやさしい取り組みを結びつけて活動する人に寄り添う



桃太郎カボニュー
ご当地の地球にやさしい取り組みに寄り添う



カボニューせんせい
学校で地球にやさしいことを教えてくれる人や、知識が豊富な人に寄り添う



ビーチカボニュー
ビーチクリーンをする人に寄り添う



カボニューサンタ
冬に現れ、節電を促したり、保温に関する豆知識を伝えるモノや人に寄り添う

※着せ替え・デコレーションをする場合には、下記を必ず守ってデザインしてください。

- ・着せ替え・デコレーションは、地域や環境・コミュニティ・取り組みなどに合わせてカスタマイズされるデザインとしてください。他の意図や、意図しない図形など無関係な要素を含めるデザインは禁止します。
- ・着せ替え・デコレーションは、カボニュー自体のアイデンティティを損なわない範囲に限ります。
(例：帽子、メガネなど)
- ・全体のバランスを著しく欠くことのないようにしてください。
- ・手や足、体などを付け加えないでください。

デザインカスタマイズ例②

他のキャラクターとの コラボレーション

カポニューと企業のキャラクターやご当地キャラクター等をコラボレーションさせることで、お互いのファンコミュニティにメッセージを届けることができます。キャラクター同士の組み合わせによって表現の幅がぐっと広がるため、ポスターやグッズ、デジタルコンテンツなどのレパートリーをさらに充実させることができるなど、さまざまな相乗効果を生み出します。



※他のキャラクターと一緒に用いる場合には、下記に記載することを必ず守って利用するようにしてください。

- ・コラボレーションに含まれるキャラクター同士に優劣をつけたり、上下関係があるような表現はしないでください。
- ・お互いのキャラクターの権利を守るように双方のルールに則って利用してください。
- ・コラボレーションに含まれるキャラクターのいずれかが傷つけられているなど、暴力を想起するような表現はしないでください。



02

CHARACTER DESIGN GUIDELINES

キャラクターデザインガイドライン

カボニューのイラストは、イメージの混乱を避けるため
ガイドラインに記載されている規定を必ず守ってご利用ください。

また、この他の利用方法でも、NTTドコモにおいて
カボニューのキャラクターイメージを損なうと判断した場合は、
デザインの変更をお願いする場合がありますので、
あらかじめ御承知おきください。

※デザインの利用方法については個別判断となります。

カラー〈フルカラー〉

カラーは必ず規定にしたがってください。



COMMUNICATION MAIN COLOR

C 30% M 0% Y 100% K 0%
R 196 G 215 B 0
PANTONE 382 C
DIC 168



COMMUNICATION SUB COLOR 2 (ドコモレッド)

C 15% M 100% Y 80% K 0%
R 204 G 0 B 51
PANTONE 193 C
DIC PARTPARTII 2484

ドコモレッドの基本色はカラーチップを基本とし、
忠実に再現してください



COMMUNICATION SUB COLOR 4

C 40% M 40% Y 40% K 100%
R 0 G 0 B 0
PANTONE BLACK C
DIC 582

カラー〈グレースケール〉

カラーは必ず規定にしたがってください。



GREY SCALE MAIN COLOR

C 0% M 0% Y 0% K 25%
R 191% G 191% B 191%
PANTONE P663 C
DIC 650



GREY SCALE SUB COLOR 1

C 0% M 0% Y 0% K 77%
R 59% G 59% B 59%
PANTONE 412 C
DIC 515



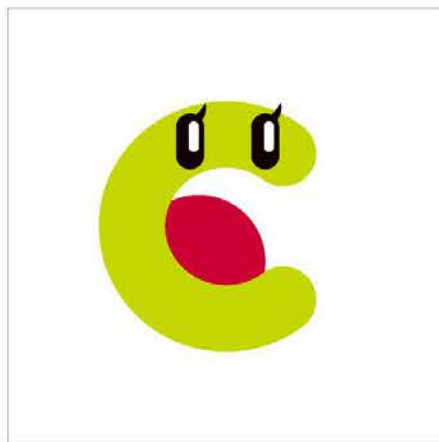
GREY SCALE SUB COLOR 2

C 40% M 40% Y 40% K 100%
R 0% G 0% B 0%
PANTONE BLACK C
DIC 582

利用例〈原則〉

原則として白地、または「背景サブカラー」を使用してください。

白地に指定色で使用



白地に指定色で使用。
または写真やイラストの複雑でない部分
に指定色で使用。

背景サブカラーを使用

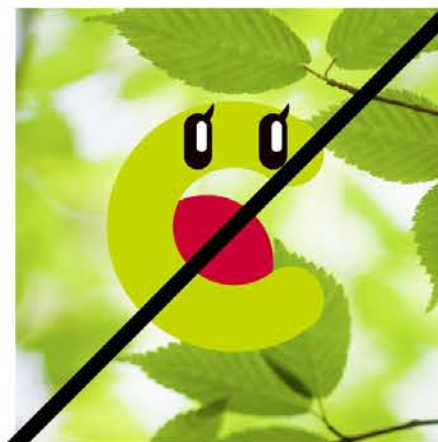


C70 / M0 / Y17 / K34
R4 / G 142 / B163
PANTONE 632 C
DIC 576

背景に写真やイラストを使用する場合



キャラクターのアイデンティティを保
てる状態であればそのまま使用できます。
ただし、背景と馴染んでしまいアイデン
ティティを損なう場面では「背景サブカ
ラー」や白フチなどなどを利用してキャ
クターのアイデンティティを確保してく
ださい。



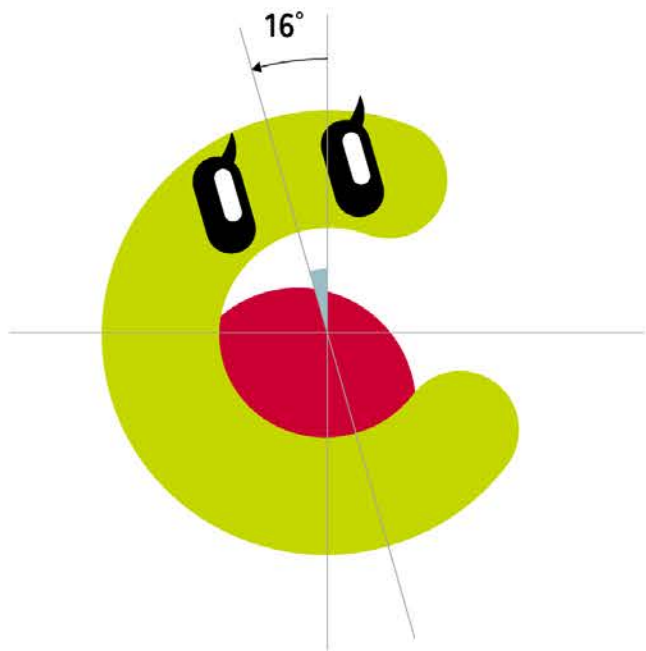
馴染んでしまうような使用は禁止します。

キャラクターの回転

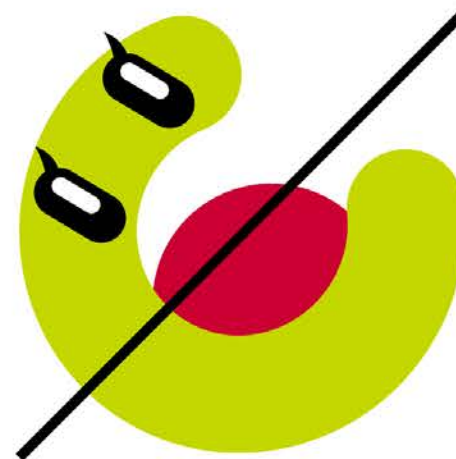
原則として「キャラクター〈表情・行動〉」に記載された利用方法を推奨します。
ただし、規定内であれば回転させて利用させることが可能です。



基本形



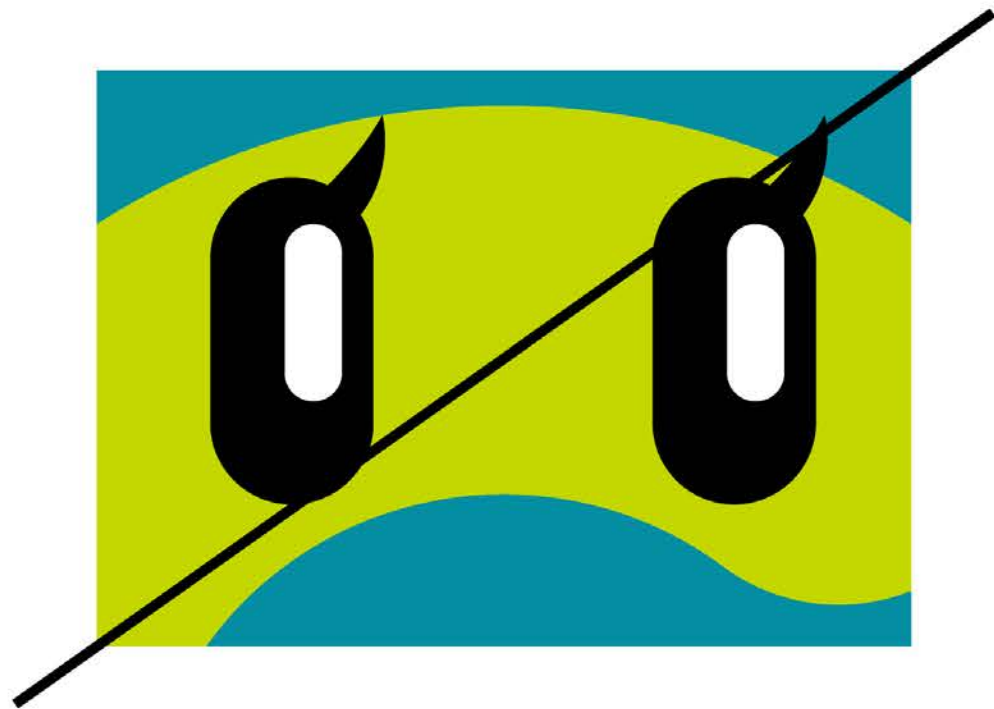
反時計回りに16°回転
時計回りの回転は禁止します



規定数値以上の回転は禁止します

キャラクターのトリミング

トリミングをする際は、キャラクターのオリジナリティー(目・口)が認識できる範囲でトリミングしてください。



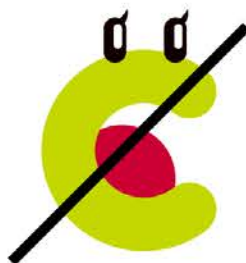
禁止利用例①

原則として「キャラクター〈表情・行動〉」「キャラクター〈その他の表現〉」「デザインカスタマイズ例」に記載された利用方法に従ってください。

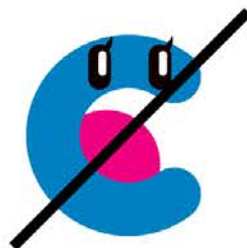
バランスの変更、指定色とは異なるカラーの使用、変形等を行わないでください。



変形を加えてアレンジ等することは禁止します。



配置のバランスを変更することは禁止します。



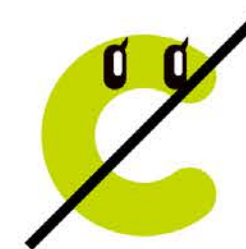
キャラクターの色を変えて利用することは禁止します。



キャラクターに他の文字を入れて表示することは禁止します。



グラデーション等に変えて利用することは禁止します。



一部を削除して利用することは禁止します。



キャラクターに他の図形を入れることは禁止します。



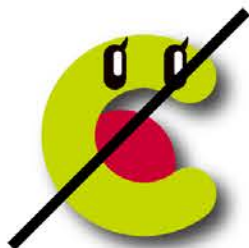
反転して利用することは禁止します。

※地域や環境・コミュニティ・取り組みなどに合わせてカスタマイズされるデザインであれば問題ありません。

禁止利用例②

原則として「キャラクター〈表情・行動〉」「キャラクター〈その他の表現〉」「デザインカスタマイズ例」に記載された利用方法に従ってください。

バランスの変更、指定色とは異なるカラーの使用、変形等を行わないでください。



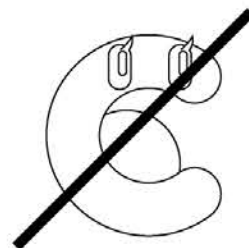
影をつけての利用は禁止します。



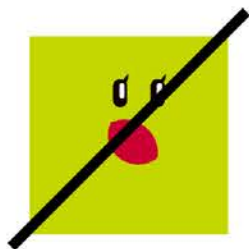
加工したり、テクチャー等を用いて利用することは禁止します。



シルエットで利用することを禁止します。



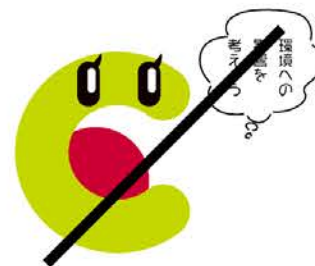
アウトラインでの利用は禁止します。
※塗り絵として利用する場合は問題ありません。



キャラクターの一部と背景色が同化するような利用は禁止します。



キャラクターを透かし、背景と同化させて利用することは禁止します。



吹き出し等、キャラクター自体がしゃべっているような利用は禁止します。

ロゴマークとキャラクターの取り扱いについて

カボニューには、ロゴとキャラクターが存在し、以下の使い分けになっています。それぞれ当てはまるガイドラインを参照するようにしてください。

ロゴマーク使用場面



単純なブランドイメージを伝達するとき

シンプルで統一されており、一貫した訴求を行うことができる。

※使用方法については「カボニュー ロゴデザインマニュアル」を参照ください。

キャラクター使用場面



表現の幅を広げたいとき

活動に合わせてデザインだけでなく、地域特色を付加したり、商品・ノベルティ展開も可能に。

03

TERMS OF USE

使用許諾規約について

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第1条(目的)

この規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます)が提供するキャラクター「カボニュー」(以下「カボニュー」といいます)のイラスト(以下「イラスト」といいます)及び登録商標(第6547541号及び登録商標第6547542号)(以下、イラストと総称して「イラスト等」といいます)を使用する際に必要な事項を定めています。なお、本規約に同意されない場合、イラスト等を使用することはできません。

第2条(使用許諾契約の申込み)

イラスト等の使用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本規約の内容を承諾した上で、ドコモがキャラクターブック「04 申請方法・Q&A・問い合わせ」に定めるところに従い、イラスト等の使用許諾の申込みの手続きを行うことにより、使用許諾契約(ドコモからイラスト等の使用許諾を受けるための本規約及びドコモが定めるイラスト等に関するキャラクターブック(以下「キャラクターブック」といいます)に基づく契約をいい、以下同じとします)の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者である場合は、使用許諾契約の申込みについて法定代理人(親権者又は未成年後見人)の事前の同意を得るものとします。

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第3条(使用許諾契約の申込みの承諾)

ドコモは次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前条の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 申込者が未成年である場合は、その法定代理人の同意を得ている事実をドコモが確認できないとき。
 - (3) 申込者が第12条(禁止事項)の定め違反するおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が過去にドコモからイラスト等の提供を停止され、又は使用許諾契約を解除されたことがあるとき。
 - (5) その他ドコモが不適当と判断したとき。
2. ドコモが前条第1項に基づく使用許諾契約の申込みを承諾し、ドコモから使用許諾通知書(以下「使用許諾通知書」といいます)を申込者に発送した時点で、当該申込者とドコモとの間で使用許諾契約が成立するものとします。

3. ドコモと使用許諾契約を締結した申込者(以下「使用者」といいます)は、日本国内において、使用許諾通知書に指定された制作物(第8条第1項にて定義するとおりとし、以下同じとします)にイラスト等を使用することができます。
4. 前項に定めるドコモから使用者に対するイラスト等の使用許諾は、非独占的な許諾とします。
5. 第1項の規定にかかわらず、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてイラスト等を使用する場合は、使用許諾契約の申込みは不要です。なお、申込みが不要な場合でも、本規約及びキャラクターブックは適用されます。
6. 申込みの内容に変更・追加がある場合には、キャラクターブック「04 申請方法・Q&A・問い合わせ」に定めるところに従い、変更・追加の申込を行うものとします。かかる変更・追加の申込みには、第2条及び第3条が準用されるものとします。

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第4条(変更の届出)

使用者は、氏名、商号、住所、電話番号、電子メールアドレスその他ドコモへの届出内容に変更があった場合は、すみやかにその旨をキャラクターブック「04 申請方法・Q&A・問い合わせ」に定めるところに従いドコモに届け出るものとし、なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、ドコモに届出がないとき(届出後、ドコモがその変更内容を確認できるまでの間を含みます)は、本規約に定めるドコモからの通知については、ドコモが届出を受けている氏名、商号、住所、電子メールアドレス等への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2. ドコモは、前項の届出があったときは、使用者に対し、その届出に係る変更の事実を証明する書類の提示又は提出を求めることができるものとし、この場合、使用者はこれに応じるものとし、
3. ドコモは、第1項に基づく届出の内容について、承認した場合、その旨の通知を発するものとし、当該通知が行われた時点で変更の届け出が完了するものとし、

第5条(使用者への通知)

ドコモは、本規約で別に定める場合を除き、使用者に対して行う各種通知を、使用者から届出を受けている電子メールアドレス宛てに電子メールにて通知するものとし、

2. 前項に基づきドコモから使用者への通知が電子メールにより行われる場合は、当該電子メールの送信がなされた時点で通知の効力を生じるものとし、なお、ドコモから通知された電子メールの内容がデータ化け等により読み取ることができない場合は、使用者は直ちにドコモにその旨を連絡し、その内容を確認するものとし、

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第6条(使用料金)

イラスト等の使用料は、無料とします。

第7条(使用許諾契約の有効期間)

使用許諾契約の有効期間(以下「有効期間」といいます)は、使用許諾通知書に記載の使用許諾開始日から3年間とします。使用許諾契約の更新を希望する使用者は、キャラクターブック「04 申請方法・Q&A・問い合わせ」に定めるところに従い、使用許諾契約の更新申込みを行うものとし、更新申込みには、第2条及び第3条が準用されるものとします。

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第8条(遵守事項)

使用者は、イラスト等やカボニューと他のキャラクターとのコラボレーションにより作成したイラストを改変した著作物(以下「改変物」といいます)の使用及びイラスト等や改変物を使用した商品・サービス(販売されるか否かを問いません。以下「制作物」といいます。)において、次の各号を遵守するものとします。

- (1)「地球にやさしい活動」又は「環境保護」にふさわしい目的にてイラスト等を使用すること。
- (2)制作物において地球に良い行動変容を促す工夫がされていること。
- (3)キャラクターブックに記載のキャラクター設定やストーリーに沿った内容でイラスト等を使用すること。
- (4)キャラクターブックに記載のルールを遵守すること。
- (5)電子メール等によりドコモが提供するイラスト等の素材を使用すること。

2. 使用者は、制作物についての連絡先(商号、所在地、電話番号等)を表示する場合は、一般の消費者に分かりやすい表示をするものとします。
3. 使用者は、イラスト等を使用した制作物の製造、販売、広告宣伝等にあたって、適用される法律、条令、規則等を遵守するものとします。
4. 使用者は、使用者の責任において制作物を製造、販売、広告宣伝等を行うものとします。制作物の製造、販売、広告宣伝等において許認可等が必要な場合には、使用者の責任において取得したうえで行うものとします。
5. 使用者は、第三者に対し、あたかもドコモが制作物を、製造、販売、広告宣伝若しくは提供し、又は保証するものと誤認を与える表示等をしてはならないものとします。

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第9条(制作物の照会)

ドコモは使用者に対して、制作物の公表、広告宣伝、販売等の前までに、必要に応じて完成品の写真(場合によっては完成品サンプル)の提出を求め、制作物におけるイラスト等の使用について修正等を要請する場合があります(詳細は、キャラクターブック「04 申請方法・Q&A・問い合わせ」を参照ください。)。使用者は、かかる要請に従い、制作物等の修正等を行うものとします。

第10条(商標等の使用許諾)

使用者は、本規約又はキャラクターブックに別段の定めがある場合を除き、ドコモの事前の書面による承諾がない限り、ドコモの商標、標章、ロゴマーク等(以下「商標等」といいます)を使用してはならないものとします。

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第11条(著作権表示)

使用者は、制作物に、イラスト等又は改変物を使用する際は、下記に示す著作権表示文字を表記するものとします。但し、合理的な理由により著作権表示文字を表記できない場合は、使用者は事前に通知し、ドコモの承認を得るものとします。

©NTT DOCOMO

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第12条(禁止行為)

使用者は、イラスト等又は改変物の使用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)「地球にやさしい活動」や「環境保護」に関するもの以外にイラスト等を使用する行為
- (2)本規約又はキャラクターブックに違反する使用、改変等の行為
- (3)コラボレーションに含まれる他のキャラクターを傷つける等、暴力を想起させる態様で使用する行為
- (4)コラボレーションに含まれるキャラクター同士の優劣や上下関係がある態様で使用する行為
- (5)カボニュー又はイラスト等を、他のキャラクターやイラストなどと比較、競争等させる行為
- (6)商品・サービス等の比較、競争等を行う企画、プロジェクト等に、カボニュー又はイラスト等を使用する行為
- (7)カボニュー、イラスト等、ドコモ又は第三者に対する非難、誹謗中傷等につながるおそれがある行為

- (8)イラスト等若しくは改変物の使用によって品質や製造者その他の誤認若しくは混同を生じさせる行為、又はそれらのおそれがある行為
- (9)あたかもドコモが制作物を提供又は保証しているかのような誤認を与えるおそれのある表示する行為
- (10)ドコモ、カボニュー又はイラスト等のイメージ、信用を毀損する行為又はそれらのおそれがある行為
- (11)環境への悪影響がある制作物にイラスト等を使用する行為
- (12)ギャンブル、賭け事などに関連してイラスト等を使用する行為
- (13)宗教的行事、宗教的活動、政治活動等にイラスト等を使用する行為
- (14)カボニュー又はイラスト等を使用した、商標、意匠等の出願、登録等の権利化を行う行為
- (15)ドコモ若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

(16) 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為

(17) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為

(18) カボニューキャラクターを立体化した制作物を制作・使用する行為

(19) その他前項に準じる行為

2. ドコモは、使用者が前項の各号のいずれかに該当するときは、イラスト等又は改変物の使用中止、制作物の修正、その他必要な措置を求めることができるものとし、使用者はそれに応じるものとします。

3. ドコモは、前項に基づく措置により使用者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第13条(苦情対応等)

使用者は、使用者によるイラスト等若しくは改変物の使用又は制作物に関して、ドコモが第三者から苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間でクレーム、被害、紛争等(以下「紛争等」といいます)を生じた場合は、使用者が自らの費用と責任でこれに対応し、解決するものとし、ドコモを免責せしめるものとし、使用者が製造又は販売した制作物(食品や、化粧品等の人体に触れる可能性のある製品を含みます)による紛争等についても同様とします。

2. 紛争等に起因してドコモに損害が生じた場合には使用者はその損害を賠償するものとし、
3. ドコモは、使用者によるイラスト等若しくは改変物の使用若しくは制作物により紛争等が発生し、又はそのおそれがあると判断した場合は、使用許諾契約を直ちに解除できるものとし、

第14条(第三者への製造などの委託)

使用者は、イラストの改変若しくは制作物の製造、販売等の全部若しくは一部を第三者に請負わせ、又は委託する場合、当該第三者(以下「再許諾先」といいます)との間の契約において、使用許諾契約に基づく使用者の義務と同等の義務を再許諾先に負わせるものとし、

2. ドコモは、再許諾先の行為を全て使用者の行為とみなし、使用者に対し、使用許諾契約上の責任を問うことができるものとし、

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第15条(非保証)

使用者は、いかなる場合においても、使用者自身の責任においてイラスト等及び改変物を使用するものとし、使用者によるイラスト等及び改変物の使用に関し、ドコモはイラスト等にかかる素材を使用者に引き渡す以外の義務を負わないものとし、

2. ドコモは、使用者に対し、イラスト等及び改変物の第三者の権利侵害の有無等につき、いかなる明示的、黙示的な保証も行わないものとします。

第16条(権利の帰属)

イラスト等に関する著作権等知的財産権その他一切の権利は、ドコモに帰属するものとします。

2. 改変物の著作権等知的財産権その他一切の権利は、改変物を創作した使用者に帰属するものとします。但し、改変物に含まれる既存のドコモの著作権等知的財産権その他一切の権利についてはドコモが引き続き当該権利を留保するものとします。

3. 前二項に定めるほか、使用許諾契約に基づき使用者に提供される情報等に係る著作権等知的財産権その他一切の権利はドコモ又は第三者に帰属します。使用許諾契約の締結は、使用者に対し何らの権利の移転を伴うものではなく、また、使用者に対し使用許諾契約に基づくイラスト等及び改変物の使用に必要な範囲を超えてこれらの情報等の使用を認めるものではありません。

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第17条(使用者が負う賠償責任)

使用者は、使用許諾契約の違反その他イラスト等及び改変物の使用に関連してドコモに損害を及ぼした場合、ドコモに対しその損害(合理的な弁護士費用を含みます)を賠償するものとします。

第18条(個人情報等の取扱い)

ドコモは、申込者及び使用者から取得する個人情報を、次に掲げる目的その他ドコモが別に定める「プライバシーポリシー」<<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>>(ドコモがそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。)に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で使用します。

- ① 使用許諾契約の申込みへの対応の目的
- ② 申込者及び使用者からのお問い合わせへの対応

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第19条(秘密保持)

使用者は、ドコモの事前の書面による承諾なくして、使用許諾契約を通じてドコモから口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどのドコモの技術上、営業上、並びに業務上の一切の情報(以下「秘密情報」といいます)を使用許諾契約の目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、使用者が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1)開示され又は知得する以前に公知であった情報
- (2)開示され又は知得する以前に自らが既に保有していた情報
- (3)開示され又は知得した後、自らの責めに帰さない事由により公知となった情報
- (4)開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
- (5)開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報

3. 第1項の定めにかかわらず、使用者は、秘密情報のうちドコモから使用許諾契約に基づき開示された情報、及びキャラクターブックの内容並びにそれらに付帯する情報等に関しては、必要最小限の範囲に限り、再許諾先に開示することができるものとします。
4. 使用者が法人その他の団体の場合において、使用者が、自己の役職員に秘密情報を開示するときは、当該役職員(退職又は退任後も含みます)が当該義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。
5. 使用者が本条の定めに基づき第三者にドコモの秘密情報を開示する場合は、当該第三者に本規約に定める自己の義務と同等以上の義務を課すものとします。なお、この場合において、当該第三者が当該義務に違反し、ドコモに損害を与えたときは、使用者は自らの故意・過失の有無にかかわらず、ドコモが被った一切の損害を賠償するものとします。

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第20条(秘密書類の保管及び複製等の禁止)

使用者は、秘密情報に関する全ての文書及びその他の媒体(電磁的に記録されたものを含み、以下「秘密書類」といいます)を他の資料又は物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。

2. 使用者は、事前にドコモの書面による承諾がない限り、秘密書類の全部若しくは一部を複製し、又は改変(以下「複製等」といいます)することはできないものとします。なお、事前の書面承諾を得て複製等を行った秘密情報についても秘密書類に含まれるものとします。
3. 使用者は、使用許諾契約が終了し、又はドコモから要求を受けたときは、速やかにドコモの指示に従い、秘密書類をドコモに返還し、又は破棄するものとします。

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第21条(ドコモが行う使用許諾契約の解除)

ドコモは、使用者(再許諾先を含むものとします)が本規約の定めの一にでも違反した場合、10日程度の相当期間を定めて使用者に対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内にその違反が是正されないときは、当該期間の経過をもって当然に使用許諾契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を第17条に基づき使用者に請求することができるものとします。

2. ドコモは、使用者(再許諾先を含むものとします)が次の各号の一に該当するとドコモが判断した場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに使用許諾契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を第17条に基づき使用者に請求することができるものとします。

- (1)本規約又はキャラクターブックの定めに違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき。
- (2)ドコモへの届出内容が事実と反していることが判明したとき。
- (3)本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。

- (4)監督官庁から営業停止又は許可取消し等の処分を受けたとき。
- (5)法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (6)ドコモ又は第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害したとき。
- (7)ドコモ又は第三者の信用又は名誉を毀損したとき。
- (8)詐欺、その他の犯罪行為又はそれらに類する犯罪的行為を行ったとき。
- (9)ドコモに重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
- (10)その他使用許諾契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第22条(契約終了後の措置)

使用許諾契約が有効期間の満了により終了し、又は使用許諾契約が解除された場合、使用者はイラスト等及び改変物の使用を直ちに中止するものとします。

2. 有効期間の満了、解除その他の理由により使用許諾契約が終了した場合、使用者は、終了時点で保有するイラスト等、改変物及び制作物を全て廃棄するものとし、第三者に販売又は譲渡等してはならないものとします

第23条(残存効)

使用許諾契約が解除等により終了した場合でも、第13条(苦情対応等)、第15条(非保証)から第19条(秘密保持)まで、第20条(秘密書類の保管及び複製等の禁止)第3項、第22条(契約終了後の措置)、本条、第24条(権利義務の譲渡禁止)、第25条(反社会的勢力の排除)、第28条(準拠法)及び第29条(合意管轄)の定めは引き続き効力を有するものとします。

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第24条(権利義務の譲渡禁止)

使用者は、本規約に基づき、ドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第25条(反社会的勢力の排除)

使用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1)自ら(法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます)であること。
- (2)使用者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3)使用者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4)自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を使用していると認められる関係を有すること。
- (5)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6)使用者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 使用者は、自ら又は第三者を使用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。暴力的な要求行為
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてドコモの信用を毀損し、又はドコモの業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

3. 使用者は、使用許諾契約に関連する契約(以下総称して「関連契約」といいます)の相手方(以下「委託先事業者」といい、関連契約が数次に渡る場合は、その全てを含みます)が次の各号に該当したときは、速やかに関連契約の解除その他の必要な措置を取るものとします。

(1)委託先事業者が第1項各号に該当することが判明したとき

(2)委託先事業者が自ら又は第三者を使用して、第2項各号に掲げる行為をしたとき

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第26条(法令等の遵守)

使用者は本規約の定めに従うほか、関係法令等、監督官庁の指示・指導等を遵守するものとします。

第27条(本規約の変更)

ドコモは、電子メール等により通知する方法によって、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込者及び使用者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。

- (1)本規約の変更が、申込者及び使用者の一般の利益に適合するとき
- (2)本規約の変更が、使用許諾契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

第28条(準拠法)

使用許諾契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとしします。

第29条(合意管轄)

使用許諾契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は使用者の住所地(日本国内に限ります)を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則(2023年6月15日)

本規約は2023年6月15日から実施します。

以上

名称及びイラストの商標権について

以下の商標については「使用許諾の申請」に含まれます。

・「カボニュー」(文字)登録番号:第6547541号



」(イラスト)登録番号:第6547542号

04

HOW TO APPLY, Q&A · INQUIRIES

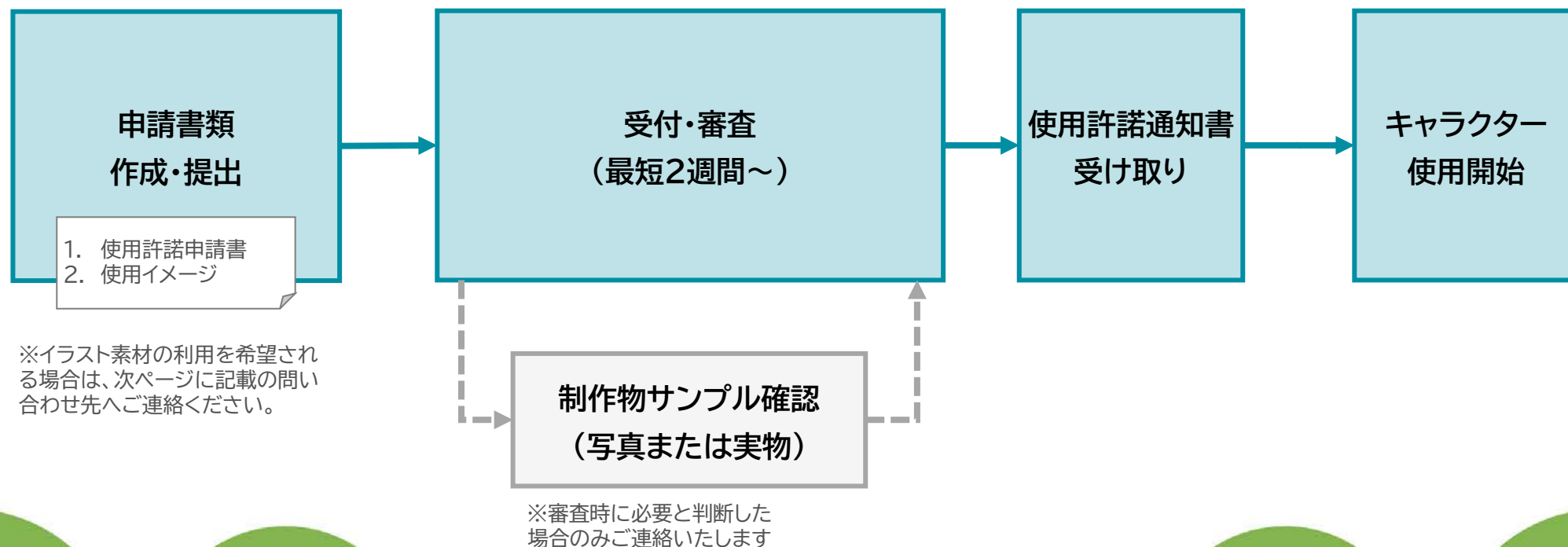
申請方法 · Q&A · 問い合わせ

申請の流れ

カボニューキャラクターのご使用にあたっては「使用許諾申請」が必要となります。

以下内容を必ず確認の上、申請手続きを行ってください。

- ・キャラクターデザインの使用ルール・・・「02 キャラクターデザインマニュアル」
- ・使用可能範囲や制限等の規定・・・「03 使用規約について」
- ・申請にあたっての必要書類や方法・・・本セクション



新規申請に必要な提出物

新規申請時には、以下2点の提出物をご用意の上、下記の提出先へご送付ください。

申請に関する不明点は「キャラクター使用に関するQ&A」をご参照ください。解決しない場合は、下記へお問い合わせください。

| No. | 提出物 | 詳細 |
|-----|----------------------|---|
| 1 | 使用許諾申請書(新規・変更・追加・更新) | 使用許諾申請書をダウンロードし、申請種別「新規」を選択して記入 ※複数種類の制作物に使用する場合は、一度にまとめて申請できます。 |
| 2 | 使用イメージ | 具体的なデザイン図を添付 ※寸法、許諾番号の表示箇所を含むようにしてください。 ※食品や人体に触れる可能性のある制作物の場合は、法令に基づいた表示がされる箇所を明記してください。 |

提出先・お問い合わせ

株式会社NTTドコモ 経営企画部 新事業開発室

メールアドレス: caboneu-contact@ml.nttdocomo.com

変更・追加・更新申請に必要な提出物

使用許諾の変更・追加・更新申請が必要になるケースに該当する場合には、以下の提出物をご用意の上、下記の提出先へご送付ください。
申請に関する不明点は「キャラクター使用に関するQ&A」をご参照ください。解決しない場合は、下記へお問い合わせください。

変更・追加・更新申請が必要になるケース

- ・ 使用許諾申請書に記載の内容から変更があった場合
- ・ 使用許諾を受けた後に、同一の申請者が追加の制作物を申請したい場合
- ・ 使用許諾の有効期限を過ぎた後に、使用を継続したい場合

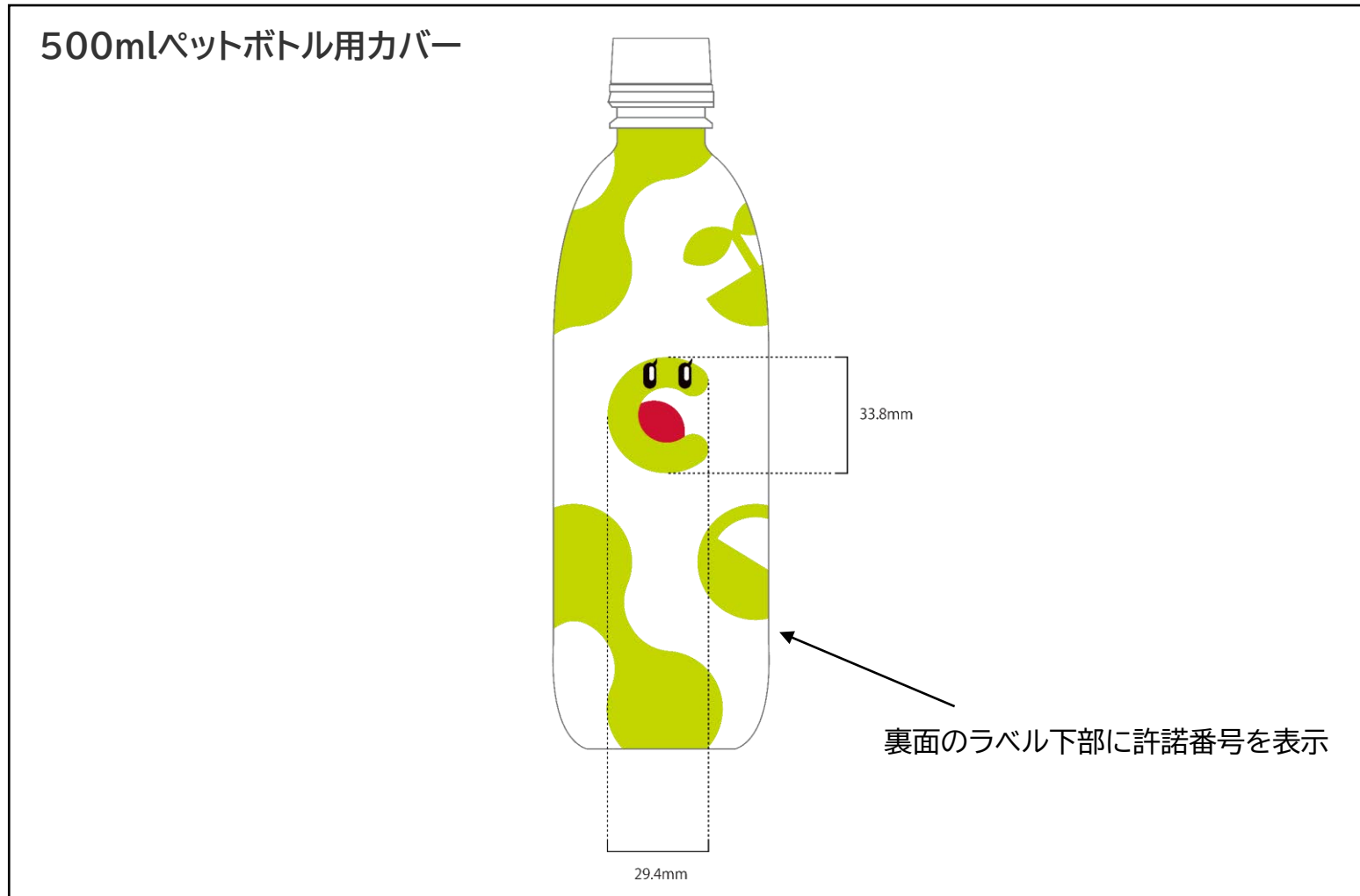
| No. | 提出物 | 詳細 |
|-----|----------------------|---|
| 1 | 使用許諾申請書(新規・変更・追加・更新) | 使用許諾申請書をダウンロードして記入し、申請種別「新規」「変更」「追加」「更新」のいずれかを選択して記入 ※複数種類の制作物がある場合は、一度にまとめて申請できます。 |
| 2 | 使用イメージ | 具体的なデザイン図を添付 ※寸法、許諾番号の表示箇所を含むようにしてください。 ※食品や人体に触れる可能性のある制作物の場合は、法令に基づいた表示がされる箇所を明記してください。 |

提出先・お問い合わせ

株式会社NTTドコモ 経営企画部 新事業開発室

メールアドレス: caboneu-contact@ml.nttdocomo.com

(参考)使用イメージ例



キャラクター使用に関するQ&A

申請の必要有無

Q1 商品に「カボニュー」を使用したいのですが、使用料は発生するのでしょうか？

「カボニュー」の使用料については、無料とします。使用そのものには申請が必要です。

Q2 個人が使用する場合でも、使用申請が必要ですか？

ご家庭等で年賀状等に使用される場合は、使用申請は不要です。「キャラクターブック」の使用イメージを参考に、販売や配布に使用する場合は、使用申請をして下さい。

Q3 複数種類の制作物に使用する場合、一つずつ申請が必要ですか？

一度の申請でまとめて複数の制作物への申請をしていただけます。使用許諾申請書の所定の欄に全ての予定制作物を記載してください。

Q4 制作物を変更する場合、新たに申請が必要ですか？

使用許諾申請書に記載の内容から変更がある場合、変更・更新申請を行って下さい。

Q5 新たに別の制作物に使用する場合、申請が必要ですか？

使用許諾を受けた後に、同一の申請者が追加の制作物を申請したい場合、変更・更新申請を行って下さい。

キャラクター使用に関するQ&A

申請方法・ルール

Q6 商品と一緒に商品カタログやチラシ、店内掲示のポップ広告(商品の広告)を作ってPRしたいのですが、それぞれで申請する必要がありますか？

商品カタログやチラシ、ポップ広告は販売される商品と一体的なもののみなし、申請いただいた商品の中に含めます。商品と同様に、それぞれに有償使用許諾番号を表示してください。申請の際に、商品と同様にカタログやチラシ、ポップ広告の使用イメージも添付して下さい。

Q7 販売会社と製造会社が異なる場合、販売会社が複数ある場合などでは、それぞれで申請が必要ですか？

同じ品物・商品であれば、主体となって企画をしている1社が申請してください。

Q8 複数の販売会社でそれぞれの価格で販売する場合、販売小売価格の書き方はどうすれば良いですか？

販売会社によって販売小売価格が違う場合には、それらの平均価格を記載してください。

Q9 使用許諾に要する時間はどのくらいですか？

申請書の審査に最短で2週間程度要し、修正等がなければ次週に許諾書を送付します。ただし、修正等をお願いする場合や、追加でサンプル見本をご提出頂く場合、長く期間がかかる場合もあります。時間に余裕を持ってご申請くださいますようお願いいたします。

Q10 1箱に12個入りの商品の場合、使用許諾番号はどのように明示するのでしょうか？

使用許諾番号は管理のために発行しているため、制作物自体への表示は任意となっています。

表示する場合は、基本的には、商品1個ずつに使用許諾番号を表示してください。

箱詰めの商品は、ばら売りされる場合には、商品1つずつに明示し、逆に12個入りの商品を密封の上箱売りされる場合には、箱に使用許諾番号を明示することを推奨します。密閉状態で箱売りをされる場合の申請される商品の販売小売単価は、商品1箱の額となります。

また、Tシャツなどに表示する場合は、タグや包装紙に使用許諾番号を明示いただくことを推奨します。

キャラクター使用に関するQ&A

Q11 申請前に制作物のデザインをしたり、使用イメージを作成したいのですが、キャラクター素材はもらえますか？

申請前でもお問い合わせ頂ければ、画像素材をご提供します。

申請書の提出先・お問い合わせまで、お気軽にお問い合わせください。

キャラクター使用に関するQ&A

デザイン・キャラクター使用時のルール

Q12 「カボニュー」図形の色を変えてもかまいませんか？

「カボニュー」図形は、必ず指定の色を使用してください。また、変形させたりすることはできません。キャラクターデザインマニュアルをよくご覧の上、正しくご使用ください。個別にどのような商品等かを確認した上で使用の許諾を判断しますので、申請書には必ず使用イメージを添付してください。使用イメージによってはサンプル見本を追加でご提出頂き、協議の上、決定させていただきます。

Q13 チームの応援旗やチームのユニホームに「カボニュー」図形・写真を使用することができますか？

地球にやさしい活動をしている人に寄り添うキャラクターとして、その活動や商品自体を表現したり、活動の推進過程で使用することを目的とすれば、可能です。ただし、特定のチームや団体のキャラクターと誤認されることのないような使用をして下さい。詳しくは、使用許諾規約をご確認ください。使用イメージによっては追加でサンプル見本をご提出頂き、協議の上、決定させていただきます。

Q14 企業の誘客のための広告看板の中に「カボニュー」図形・写真を使用することができますか？

地球にやさしい活動をしている人に寄り添うキャラクターとして、その活動や商品自体を表現したり、活動の推進過程で使用することを目的とすれば、可能です。ただし、特定の企業や団体のキャラクターと誤認されることのないような使用をして下さい。詳しくは、使用許諾規約をご確認ください。使用イメージによっては追加でサンプル見本をご提出頂き、協議の上、決定させていただきます。

Q15 「カボニュー」図形・写真を用いた商品自体に、会社名を入れても良いのですか？

「カボニュー」が、特定の企業のキャラクターと誤認されるおそれがあるため、商品のタグなどに製造者名や連絡先の表示をしていただく以外は、原則として「カボニュー」図形・写真を用いた商品自体に会社名を入れていただくことはできません。また、「カボニュー」という言葉が使われる場合も、会社名など他の言葉を並列して表記していただくことはできません。ただし、企業名と「カボニュー」図形・写真を離れたデザインや「カボニューに賛同しています」等の表記をして頂く、または著作権表示をいただくなど、誤認の恐れがない場合などに許諾を行う場合があります。使用イメージによっては追加でサンプル見本をご提出頂き、協議の上、決定させていただきます。著作権の表示方法は、使用許諾規約第11条に記載の「著作権表示」を参照してください。

キャラクター使用に関するQ&A

Q16 「カボニュー〇〇」など、商品の名前に「カボニュー」の冠を付けて良いですか？

「カボニューストラップ」や「カボニューボールペン」など一般的な商品の種類を示すような使用は可能ですが、「カボニュー愛用〇〇」などの性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や、特定企業をイメージさせるような使い方はしていただけません。

Q17 会社の営業のため、「カボニュー」図形・写真を入れた名刺を作成して配布することはできますか？

原則として、「カボニュー」が、特定の企業のキャラクターと誤認されるおそれがないように、会社名など他の言葉を並列して表記していただくことはできません。企業名と「カボニュー」図形・写真を離れたデザインや「カボニューに賛同しています」等の表記をして頂く、または著作権表示をいただくなど誤認の恐れがない場合などに、誤認の恐れがない場合などに許諾を行う場合があります。使用イメージによっては追加でサンプル見本をご提出頂き、協議の上、決定させていただきます。

著作権の表示方法は、使用許諾規約第11条に記載の「著作権表示」を参照してください。

Q18 「カボニュー」図形・写真を用いた商品の台紙の作成に当たり、他に注意すべきことはありますか？

商品の製造責任・販売責任を明確にするため、台紙には会社名と連絡先(電話番号)を入れるようにしてください。スペース等の問題により台紙への掲載が困難な場合には、会社名と連絡先を書いたシールを、商品の袋等に張っていただくようお願いいたします。

Q19 食品や化粧品等に使用する場合に、気をつけるべきことはありますか？

カボニューキャラクターの目的である「地球にやさしい取り組みを後押しすること」に相応しい目的であれば、ご使用いただけます。

食品や化粧品等の人体に触れる可能性のあるものについては、アレルギー表示や品質表示を含む、関連する法令・条例・規則等で定められている表示を必ず行うようにしてください。また、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をしてください。(例:『弊社は、「カボニュー」のキャラクターを使用しております。著作権者の株式会社NTTドコモは製造者ではなく、本商品に何らの責任を負うものではありません。』)